

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一―八―五二

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附則 (令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日)	附則 (令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日)

日までの間における令和三年改正法による改正前の法第八十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員の定年等)

第二条 法附則第八条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師とする。

一 (略)

一の二 国立児童自立支援施設

二・三 (略)

四 検疫所又は国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支援部若しくは国立保養所

五〇九 (略)

日までの間における令和三年改正法による改正前の法第八十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員の定年等)

第二条 法附則第八条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

四 検疫所、国立児童自立支援施設又は国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支援部若しくは国立保養所

五〇九 (略)

2
6 (略)

附則別表（附則第二条第五項及び第六項関係）

項	一	職 員	年 齢
(略)	(略)	消費者庁長官 こども家庭庁長官	六十二年
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2
6 (略)

附則別表（附則第二条第五項及び第六項関係）

項	一	職 員	年 齢
(略)	(略)	消費者庁長官 (新設)	六十二年
(略)	(略)	(略)	(略)